

ウェブにおける社会進化とコレクティヴィズム

— 世紀転換期イギリスにおける福祉社会の構想 —

江里口 拓

I. はじめに

近年、イギリス福祉国家史研究に新たな視座が導入されつつある。P.セインらによる「福祉の混合経済」(mixed economy of welfare) 論¹⁾、すなわちイギリス福祉国家の歴史を、国家vs個人(自助)という二項対立ではなく、友愛組合、労働組合、慈善団体、家族などの中間団体²⁾に媒介された複合的な構造変化として捉えようとする視角のことである。特に、世紀転換期は、救貧法から社会保障へという国家の役割の変化のもとで、これらの中間団体の役割が再編・維持された時期として注目されている³⁾。

他方、福祉国家形成を促した思想史研究についても、新たな潮流が形成されつつある。P.クラーク、M.フリーデンらによる新自由主義研究の進展がそれである⁴⁾。例えばフリーデンは、フェビアン史観すなわち現代イギリス福祉国家の思想的起源がフェビアン社会主義にあるという視座⁵⁾を相対化し、福祉国家の正統をむしろ新自由主義に求めている。世紀転換期の歴史課題に対する自由主義的適応のイデオロギーとしてのJ.A.ホブソン、L.T.ホブハウスらの新自由主義こそが改めて着目されなければならない、と⁶⁾。

これらの研究潮流は、いずれも、世紀転換期イギリスの社会経済思想史における新たな地平を切り開きつつある。本稿の対象であるシドニー・ウェブとビアトリス・ウェブ(Sidney Webb, 1859-1947, Beatrice Webb, 旧姓ポッター Potter, 1858-1943, 以下、夫妻を表す時は、ウェブ、いずれかを特定して表す場合は、それぞれシドニー、ビアトリスと表現する)についても、こうした新しい視座のもとで再評価がなされていくことは間違いないであろう。だが、これらの新しい研究潮流は、現在のところ、ウェブへの本格的再評価という段階には至っ

ておらず、既存の伝統的な理解に基づいたまま、さほどの関心を払っていないこともまた事実である。

ウェブに関する伝統的な理解とは、「官僚主義」的社会主義(Hobsbawm [1964]), 「国家社会主義」(Koot [1987]), 「社会帝国主義」(Semmel [1960]), 「計画化」指向(Thompson [1988,94])といったものであった⁷⁾。すなわち、彼らの社会改革構想のうち、国家の果たすべき役割が前面に押し出され、強調されてきたのである。先述の研究諸潮流も、こうしたウェブ理解を所与の前提として受け入れているのである⁸⁾。

本稿では、こうした伝統的理解に対して、世紀転換期におけるウェブの社会改革構想が、労働者大衆による「団体的自助」を重視していたことに注目したい。すなわち、彼らの社会改革構想は、労働組合、協同組合、友愛組合などの中間団体による「団体的自助」を主軸とし、国家・地方自治体の役割を、これを推進するための最低限度(ナショナル・ミニマムの確保)に限定する重層構造を有しているのである。

その際、彼らの社会改革構想におけるこのような重層構造は、「進歩」と「退化」とを峻別した、独自の「進化」論的社会認識に支えられていたことを示すことが必要となってくる。以下、彼らの主張の歴史的含意を確認しておくために、世紀転換期イギリスにおける歴史課題と、それをめぐる様々な政治・経済思想の位相について概観してみよう。

II. 世紀転換期イギリスの歴史課題

1. 産業衰退と社会問題

世紀転換期イギリスは、対外的には産業衰退への対応という歴史課題に直面していた。19世紀中葉に自由貿易体制のもとで世界市場独占を達成した「世界の工場」イ

ギリスは、1873年以降の「大不況」期に、保護関税・ダンピングを武器にしたアメリカ、ドイツなど後発諸国の追い上げに直面し、世界市場での製造業のシェアを低下させる一方、海運・保険などのサービス産業に傾斜し、金利生活者の性格を強めていった。こうした経済構造の変容は、自由党を中心とした政界再編を引き起こしていった。小英国主義を掲げるグラッドストーンが提出したアイルランド自治法案（1886年）を争点に、自由党からチェンバレンらユニオニストが脱退し、20世紀初頭の関税改革運動を頂点に帝国統合・保護主義運動の中心的存在となっていた。また、世紀転換期のボア戦争（1899-1902年）を契機に、親ボア派を大多数とする自由党の内部からも、戦争支持を打ち出すローズベリら自由帝国主義者が現れた。

一方、世紀転換期は労働者階級の貧困が「社会問題」としてクローズアップされた時期でもあった。1867年、1884年の選挙法改正による本格的な大衆民主主義のもと、ブース、ラウントリーらの貧困調査や、トインビー、T.H.グリーンらによる問題提起は、「社会改良」を新しい政治の争点に引き上げた。その結果、労働者大衆の票をめぐって、対外・国内政策の基本路線に関わる様々なオプションが生みだされることとなった。自由党主流派は、チェンバレンらの脱退後も一貫して自由貿易を堅持しつつ、『ニューカッスル綱領』（1892年）⁹⁾を掲げて社会改良の具体的方向性を示した。他方、ローズベリを首領とする自由帝国主義派は、「国民的効率」をスローガンに、帝国問題に加えて、より急進的な社会改良を目指した¹⁰⁾。チェンバレンらユニオニストは、社会改良の推進のために、労働者が依拠するイギリス産業の将来を保護関税と帝国統合に託し、1903年にチェンバレン・キャンペーンを開始し、国論を二分する関心を集めていった¹¹⁾。世紀転換期イギリスは、文字通り改革の時代であったのである。

経済学・思想の領域においても、こうした改革の時代にふさわしく、様々な流派が出現した。焦点となったのは、1834年の「新救貧法」およびイギリス自由貿易体制の基礎にあった古典派経済学の世界観への挑戦であった。アシュレー、ヒューインズ、カニンガムなどイギリス歴史学派は、社会改良の必要性を主張しつつ、貧困問題の背後に産業衰退を見だし、関税、実学教育、帝国の重要性などを掲げた。こうした主張は、世紀初頭のチェンバレンによる関税改革運動を支えていった。一方、マーシャル、エッジワースらイギリス新古典派経済学者は、歴史学派からの問題提起に一部共鳴しつつも、一貫して自由貿易を堅持し（反チェンバレン・キャンペーン）、

社会改革に対しても過度な国家介入には懐疑的であり、イギリス経済の内発的な立ち直りのためこそ、「営業・創意の自由」を重視する提言を行った¹²⁾。

ウェッブらに率いられたフェビアン協会は、ハインドマン、モリスらの社会主義団体¹³⁾とは一線を画しつつ、ロンドンの地方政治を舞台に、改革途上にある自由党への「浸透」をはかっていた。だが、『ニューカッスル綱領』実現へのグラッドストンの消極性に失望し、徐々に、ローズベリ、ホールデンらの「自由帝国主義者」との結びつきを強め、「国民的効率」運動を推進していった。しかこのことは、ボア戦争への黙認にもつながり、組織労働者およびJ.A.ホブソン、L.T.ホブハウスら「新自由主義者」からの批判を招いた¹⁴⁾。ホブソン、ホブハウスらは、個々の提案においてはウェッブらと極めて近い性格¹⁵⁾を有しつつも、反帝国主義、すなわち伝統的なイギリス自由主義を継承し、所得再配分政策を通じた社会改良を目指していたからである。20世紀初頭のアスキス自由党内閣において、ウェッブらが社会改革の望みをかけた「自由帝国主義者」が、徐々に周辺に追いやられていく一方で、ロイド＝ジョージらの自由党主流派は、「人民予算」、社会保険の導入など、後に「新自由主義」の功績と目される様々な社会改良を実現していった。

世紀転換期イギリスにおける政治・経済思想の位相は、以上のように、産業衰退と社会改良という2つの問題を軸に展開されていったのである。イギリス歴史学派（関税改革・社会改良）、マーシャル（自由貿易・国家介入慎重論）、ホブソン・ホブハウス（自由貿易・社会改良）らによる様々な政策提言は、いずれも同一の歴史課題に対する回答であった。このことはウェッブにおいても例外ではない。その際、ウェッブの独自性は、イギリス国内において発展しつつあった新しい社会諸制度の動向に着目しつつ、その延長において、こうした歴史課題への回答を模索していった点にある。以下、彼らが注目した世紀転換期イギリス史の一断面について概観してみよう。

2. ウェッブが見た世紀転換期イギリス

19世紀中葉におけるイギリス労働政策の根幹は、1834年「新救貧法」すなわち、労働市場に対するレッセ・フェール＝「自助」の原則にあった。S.スマイルズの『自助論』（1859年）に代表されるように、自助自存を旨とした「レスペクタブル」な生活態度が規範となった。しかも、この「レスペクタブル」な生活規範は、新興中産階級のみならず労働者階級にまで着実に浸透していった。彼らにとって、「レスペクタブル」な生活を維持する手段こそが、友愛組合、労働組合、協同組合などを通じた「団

体的自助」であったのだ。

友愛組合 (friendly society) は18世紀後半において急速に発展をとげたが、組織の上では労働組合と未分化な状態にあった。支配層は、「団結禁止法」(1799年)によって労働組合運動を弾圧する一方、「友愛組合法」(1793年)によって友愛組合運動を促進していった。友愛組合は、組合員みずからの拠出金をもとに、医療・年金・埋葬給付を行うなど、穏健かつ自助的な性格を有していたからである。1819年以降の「友愛組合法」の度重なる改正と熟練労働者の台頭とに後押しされ、組合員の増大、組織の大規模化、保険数理技術の向上などを通じて発展した友愛組合は、19世紀末の時点で、成人男子労働者の3人に1人を包摂していたと言われている¹⁶⁾。

「団結禁止法」の撤廃(1825年)の後も「取引制限の共謀罪」、「主従法」により活動を制約されていた労働組合運動は、19世紀中葉にクラフト・ユニオンとして発展をとげる。クラフト・ユニオンは、熟練労働者を主体に、組合員資格の制限・共済制度などを通じて労働力の供給独占を旨とした運動を繰り返した。さらに、第二次選挙法改正(1867年)、「労働組合に関する王立委員会」(1868-9年)の勧告を受けて、「労働組合法」(1871年)、「共謀罪および財産保護法」、「雇主・労働者法」(1875年)が成立し、「団結の自由」が確立すると、労働組合運動はストライキを手段とした雇主との直接交渉による全国一律の労働条件の獲得を目指すようになった。また、国家に対しては労働時間の法的規制をめぐる政治運動をくりひろげ、1889年のロンドン・ドック・ストライキに触発された「新組合主義」運動は、こうした労働条件の立法化の方向を推し進めることになった¹⁷⁾。

18世紀後半に、製粉工場の設立から始った協同組合運動は、オーウェン主義、チャーティズムの影響を経て、1840年代後半に新たな展開をみせた。「ロッヂデール先駆者組合」(1844年)の成功によって消費者組合運動が台頭すると同時に、他方で1850年には、キリスト教社会主義者によってフランスから生産者組合運動が導入された。あわせて、「産業および貯蓄組合法」(1852年)に代表される関連諸法の整備も進んだ。だが、19世紀後半を通じて消費者組合が着実に発展を遂げた一方で、生産者組合は衰退の道を歩んでいった¹⁸⁾。

地方政府の役割も着実に増大していった。産業革命以来、イギリスの総人口は北・中部の工業都市および首都ロンドンを中心に爆発的に増加していった。急速な都市化は、公共財の供給不備やスラムなど様々な都市問題を生み出した。「都市自治体法」(1835年)以降、各都市には普通選挙に基づいた地方議会が設置され、バーミンガ

ム市長チェンバレンに代表されるように、様々な都市改革を行っていった。首都ロンドンは、「都市自治体法」から除外され、しばらくこの潮流に取り残されていたが、「地方政府法」(1888年)のもとで成立した「ロンドン州議会」を主体に、新しい時代を迎えようとしていた¹⁹⁾。

国家を主体とした労働政策も着実に進展していた。はやくも1802年には先駆的に工場法が制定され、以降、工場監督官の任命、児童・婦人への10時間労働日(1847年)、衛生・安全規則などの点で、拡充されていった。さらに工場法は、多数の関連立法によって補完されていった。児童に対する労働時間規制は、公立学校の設置(1870年)、義務教育(1876年)、公立学校の無償化(1891年)といった、初等教育の整備と歩調を合わせて進んだ。衛生・安全問題をめぐっては、1891年法により監督権が「地方衛生局」へ委譲され、「公衆衛生法」によって専門的に所轄されるようになった。また1880年には「雇主責任法」が制定され、1897年には、無過失責任における雇主の賠償義務も規定された。さらに、1905年には「救貧法に関する王立委員会」が開催され、救貧法改正の機運が高まり、1909年には、自由党アスキス内閣のもとで、ロイド＝ジョージ蔵相による「人民予算」が提出され、1911年には、健康保険、失業保険がそれぞれ導入されることになった²⁰⁾。

このように、労働市場へのレッセ・フェールのもと、労働者階級の間では、友愛組合、労働組合、協同組合などによる「団体的自助」の動きが活発化していた。こうした「団体的自助」の動きは、労働者階級の比較的富裕な階層から徐々に下層に浸透していき、関連諸法の度重なる改正という形で国家もこれを容認していったのである。また、地方自治法、工場法その他関連立法の整備・拡充など、地方政府、国家のレベルにおいても、様々な改革が進んでいた。A.V.ダイシーは、直接に労働者階級の「団体的自助」を容認する立法に加えて、工場法・地方自治関連立法を総称して、「立法上の団体主義」(コレクティヴィズム)と呼んだ²¹⁾。ただし、こうしたコレクティヴィズムへと向かう一連の立法改革を指導した理念には、2つの側面があった。

例えば、1871-75年における「団結の自由」確立を促した「労働組合に関する王立委員会」(1868-69年)の勧告は、資本所有者が自己の資本を自由に処分できるのと同様に、労働者も自己の労働の処分にあって自由であるべきだ、という内容であった²²⁾。このことは、「財産権」、「契約の自由」における労使の同等性の確保、つまり「旧自由主義」の労働者階級への拡大・普及を意味していた。株式会社法の改正という、いわば資本所有者の

コレクティヴィズムの推進が、「財産権」、「契約の自由」という「旧自由主義」的理念の延長にあったのと同じく、友愛組合、協同組合、労働組合関連の法改正もまた、「旧自由主義」のもとで達成されたのである。しかも、「団体的自助」という性格を有していたこれらの運動は、経済社会への国家不干渉という「旧自由主義」思想にきわめて合致していた。

他方、「コレクティヴィズム」は「旧自由主義」を超えようとする原理をも内包していた。例えば、労働組合運動内部からの「労働条件の立法的規制」や、都市自治体による独自の事業運営権の要求などがこれである。T.H.グリーンも述べたように、「わが国（イギリス）は契約の自由に対する干渉の偉大なシステムを持っている」のであった²³。「コレクティヴィズム」は、その進展とともに、後の「新自由主義」へ向けて高次に展開しつつあったのである。以下、ウェブの主張に即して、こうした歴史展開が、いかに捉えられていたかを見ていこう。

Ⅲ. ウェブの進化論的社会認識

1. 経済社会の「進化」と自由の意味の変容

「個人主義の不可能性」と題する論文²⁴において、シドニーは、「社会諸制度や経済的諸関係は、全ての生物組織と同じように、不断の変化や進化(evolution)についての問題として考えることができる」と述べた。ここでいう「進化」とは、「機械産業」・「大規模生産」の発展、「労働の組織化」の進行といった、産業組織の複雑化・組織化として捉えられている²⁵。シドニーは、産業革命以降のイギリス経済社会を、「小産業の時代」から、「発展した産業社会」へのいわば単線的「進化」の過程として描き出した上で、これに対する制度・思想の「適応」のあり方について次のように分析する。

まず、産業革命直後の「小産業の時代」についてシドニーは次のように述べている。

「小産業の時代において、可能な最大限の個人的自由は、最小の集団的ルールによって得られるべきであるという主張には非常に意味があった。自己の農場における農民や、自己の鍛冶工場における鍛冶職人は、自らの労働の方法・時間について、個人的な希望を追求するにあたって、ただ放任されておくことのみを必要とした。」(Webb[1891-a]p.373)

産業革命前後の「小産業の時代」においては、独立生産者の要素が依然根強く、自らの生活に対する支配は自らが決めるという「個人的自由」が成立し、またそれが目指すべき社会通念でもあった。当然、「個人的自由」の実現のためには、政府の役割の最小化、個人企業の自

由、競争、自己の財産の自由な処分権、などが目指すべき社会通念となった。ベンサムらの「哲学的急進派」の歴史課題は、こうした歴史段階に照応するものであったと、シドニーは言うのである²⁶。

しかし、世紀末へかけての経済社会の「進化」につれて、次のような状況が到来したとシドニーは言う。

「機械産業や世界貿易の必然的帰結であるところの、巨大な軍隊への労働者の組織化は、すなわち熟練した大将や大佐による工場や倉庫の指揮は、通常の労働者から彼自身の生活・作業の運営権を奪ってしまった。・・・彼らは、潮位や日の出の時間を決めることができないうように、自己の労働時間の始業・終業を決めることができないうのだ。」(Webb[1891-a]pp.373-4)

「発展した産業社会」においては、労働者大衆は、機械産業・組織の論理に従属した生活を送らざるをえない。そこにはもはや、独立生産者の自由は存在しないが、制度・思想の側には依然として旧式の「個人的自由」が根強く残っている。19世紀末における労働者大衆の貧困への「社会問題」としての注目の高まりは、こうした経済社会の「進化」に対する、制度・思想の側での「不適合」(maladjustment)に他ならない。しかも、世紀後半における政治的民主主義の進展により、諸改革を解決する主体は、直接にそれに苦悩している労働者大衆へと移行してきているのである²⁷。

こうした歴史状況をふまえて、シドニーは、「個々人が失ったものを集団的に(collectively)取り戻す」²⁸試み、すなわち「コレクティヴィズム」という新しい動きに着目する。事実、19世紀を通じて、産業組織の発展と歩調を合わせて、労働組合、協同組合、友愛組合、地方自治、工場法その他の関連立法整備が進んできており、このことは、「進化」し続ける経済システムへの制度的適応にほかならない。必要とされていることは、「コレクティヴィズム」の原理を、幅広く、より「意識的に」適応していく制度改革にある、とシドニーは主張した。労働組合、協同組合、友愛組合などの中間団体の役割が改めて捉え直される必要があるとともに、また「自由それ自体のために、政府の役割は増大していく」ことにもなる²⁹とシドニーは主張したのであった。

2. 「進歩」と「退化」との峻別

一方、シドニーは、その初期論文³⁰において、19世紀末イギリスの経済社会を、「発展した産業社会」と把握し、そこにおける「産業進歩」のメカニズムについて理論的考察を深めていた。シドニー初期論文は、直接には、F.A.ウォーカーの論文「営業利潤の源泉」³¹への批判を

意図して執筆されたものであった。F.A.ウォーカーは、同時代のアメリカに出現した「高度に組織化された産業社会」の特徴を、「企業者」の存在に見いだす。その上で、産業社会発展の起動力たる「営業利潤」を、これらの「企業者」の経営能力の格差から生じる所得、すなわち「能力のレント」と名付けた³²⁾。

他方、シドニーは、この「能力のレント」という概念を高く評価したが、「資本のあらゆる部分は等しい利率を生む³³⁾」とするウォーカーに対し、各産業部門、企業毎の資本設備の効率性は多様であると批判する。同一産業内には、最新・最良の資本設備を備えている企業から、旧式・劣等な設備しか持たない企業までが並存しており、これに基づく企業間の生産性格差が、生産物コスト、ひいては企業の利潤に反映されると主張するのである。したがって、「巨額な産業利潤」は、経営手腕から生じる「能力のレント」だけでなく、資本設備の生産性格差にもとづく「資本の実質的レント」(real rent of capital)からも構成されている、と³⁴⁾。

「資本の実質的レント」という概念を強調したシドニーの狙いは、「レント」の獲得を目指して「産業進歩」が進展していくプロセスを明らかにすることにあった。企業間の「レント」の格差は、競争を通じて劣等企業を淘汰するように作用し、このことは価格低下、優れた企業の新規参入といった新しい競争条件のもとで、既存の「レント」の縮減をもたらす、各企業を新たな資本設備改良へと駆り立てていく、とシドニーは主張したのであった³⁵⁾。

当初、シドニーは、こうした自らの「産業進歩」論をもとに、「経済学」についての体系的著作を構想していたが、1890年に出版されたマーシャルの『経済学原理』を読み、その内容に賛同して、自らの構想を放棄したほどであった³⁶⁾。マーシャル『原理』は、彼らにとって期待すべき「新しいテキスト・ブック」の出現であったのだ³⁷⁾。

一方、「発展した産業社会」においては、労働者の側でも、「産業進歩」への適応が問われることになる。ただし、ウェッブは、マーシャルとは異なり、産業社会への労働者の適応を分析するにあたって、「進歩」(progress)と「退化」(degradation)とを注深く峻別していた。ウェッブは、「社会にとって“進歩”は望ましい」とした上で、次のように述べていた。

「すなわち、その各成員は、世代を重ねるごとに増大する能力をいっそう発展させ、複雑化する欲望を満足させることで、幅広く豊かな生活を手に入れるべきだということである。したがって、単に“最適者の選択”

という用語を使用する場合には、社会進化の目的を遂行するにあたっての最適者を意味する。また、“機能的順応”という用語によって、個々人がその能力・欲望の強度・複雑性の増進に順応することを意味し、能力・欲望の減退を示す“退化”と区別することとする。」(以上、Webb[1897]pp.703-4,訳858頁)

ウェッブは、「産業進歩」に対して、労働者が適応していく際のメカニズムを「機能的順応」と呼ぶ。その内容とは、産業社会が要請する「能力・欲望の強度・複雑性の増進に順応すること」である。「機能的順応」とは、能力(活動)と欲望との累積的な発展に着目する点で、マーシャルの「生活基準」論と極めて類似した概念であると言えよう³⁸⁾。

「ドックの門前において、正統派経済学の機械的原理は無駄である。“労働は最も高く支払われるところに移動する”という“経済法則”は、人間が金銭的利己心に従うという形而上学的な理論からの演繹される結論の一つであるが、ここでは事実によって明確に反証されている。労働は最も低くしか支払われないところへ行き、そこにとどまっているのだ。こうした状況の因果関係を発見できるだろうか。臨時労働者を全体として見れば、彼らの経済的能力は断続的で、精神的・肉体的に継続的作業には向いていない。・・・なぜなら、彼らの経済的欲望は、効率の悪さに加えて、内面的世界での最低水準に落ち込んでいるからである。」(Webb[1926]pp.440-1)

イースト・エンドに集積する不熟練労働者大衆は、その能力・欲望ともに、極めて低い状態にあり、「機能的順応」(「進歩」)とは逆の「退化」が生じているのだ。とすれば、能力とともに欲望が低下している以上、「金銭的利己心」を軸とした「抽象的経済学」は、こうした「退化」という問題を解決できないことになる。

「退化」という問題への解決策について、ウェッブは次のように述べていた。

「一言で言えば、進化というものは、もし人間の淘汰力によって阻止されなければ、我々が進歩と呼ぶものになるのと同様に、退化に結果することもあるのである。」(Webb[1897]p.753,訳918頁)

つまり、経済システムには固有に「退化」をもたらす「病理」が存在し、これが「人間の意識」すなわち制度的措置によって治療される必要があるというのである。経済システムの「自然治癒力」を信頼するマーシャルとは対照的な主張と言えよう。

ウェッブは、ここにおいてマーシャルと決別し、「経済学を再建する」決意を固めたのであった³⁹⁾。経済学再

建の方向とは、「社会における人間行動すなわち社会諸制度の研究、いいかえれば社会学（Sociology）」の探求であった⁴⁰。従来の「経済学」・「エコノミクス」によって軽視されてきた様々な「社会諸制度」の研究を推し進めること、これが彼らの生涯にわたる研究テーマであった。

IV. ウェブの社会改革構想の内容

世紀転換期におけるウェブの個々の主張は、主に、労働組合論、協同組合論、地方政府論、救貧法改正論、社会保険反対論（友愛組合論）に分類できる。これらを彼らの主張に即して整理しなおすならば、労働者大衆の生活における3つの要素、すなわち、労働生活、消費生活、福祉ニーズ・社会的リスクへの対応に集約できる。一見、個々ばらばらに見える彼らの政策提言は、労働者階級の「生活」のあらゆる側面を視野に入れた包括的なものであり、一つの構想として見ることで始めて理解できる。

1. 労働生活とコレクティヴィズム

労働者階級の労働生活に関する彼らの業績は、『労働組合運動の歴史』（1894年）『産業民主制論』（1897年）にそれぞれ代表される労働組合運動の歴史的・理論的分析であった。『労働組合運動の歴史』（1894年）において、イギリス労働運動の歴史を、1871年～1875年における「団結の自由」の確立をはさんだクラフトユニオンから「新組合主義」への歩みとして描き出したウェブは、続く『産業民主制論』（1897年）において、次のような理論的分析を打ち出した。

クラフト・ユニオンに見られる「旧組合主義」は、徒弟数の制限、共済制度による労働供給の制限を通じて一定の効果を上げてきたが、それは同時に、雇主・労働者双方における競争を阻害し、「産業進歩」には不適合である。しかも、経済社会の「進化」を通じて熟練の解体が進めば、こうした労働供給制限策は無効化してしまわざるをえないために、新しい時代の労働組合運動としては不適切である⁴¹。

一方、「団結の自由」を基礎に協約・立法による最低労働条件一律規制（コモン・ルール）を旨とする「新組合主義」は、「進化」を遂げつつある新しい産業社会に適合的な労働組合運動である、と把握される。最低労働条件一律規制は、雇主による優れた労働者への優れた条件の提供を阻害することなく、労働者どうしはこれをめぐって相互に競争し、彼らの新しい産業社会への「進歩」的適応すなわち「機能的順応」を促すと把握される。

「機能的順応」とは、繰り返せば、「能力・欲望の強度複雑性への個々人の適応」のことであった⁴²。

また、最低労働条件一律規制は、企業者の側での「産業進歩」をも推進する。組合が規定する最低労働条件をクリアできない非効率な企業は競争から淘汰され、優れた効率を発揮する企業が競争に勝ち残り、機械化・大規模化を推進していくと展望されるからである⁴³。こうして、「新組合主義」は、労働者大衆、企業組織の双方において、「機能的順応」、「産業進歩」をもたらすところの自発的運動＝「コレクティヴィズム」として期待されるのである。

他方で、こうした自発的な労働組合運動に参加できない一団の労働者が存在する。すなわち児童・婦人・低賃金労働者一般は、劣悪な労働条件のもとで雇用されており、産業社会への適応において、肉体的・精神的に「退化」していかざるをえない。C.ブースらとのロンドン調査においてピアトリスが着目した不熟練労働者大衆の問題が残されているのである。しかも、彼らを雇用する雇主は、自らの経営能力・資本設備の非効率さにかかわらず、チープレイバーという「補助金」をうけとるごとく国民経済に「寄生」している（「寄生的産業」）。結果、産業の理想的な配置が阻害され、国民経済自体が「退化」へと向かうことになる⁴⁴。しかも、ウェブにとって、「寄生的産業」の発見は、国内の労働政策のみならずイギリス産業衰退⁴⁵の問題にも密接に関わる問題であった。

こうした状況に対し、ウェブは、立法による最低労働条件一律規正（「ナショナル・ミニマム」）を提唱し、それによる「寄生的産業」の排除を提唱する。

ナショナル・ミニマムによって始めて、不熟練労働者大衆は、「退化」から「進歩」へ向けて歩みだしうる。しかも、本来の効率に基づいた企業間の競争による理想的産業配置、ひいては自由貿易体制⁴⁶のもとでの国際分業が実現され、「産業進歩」は国民の福祉と両立しうる方向へと転換していくことになる⁴⁷。

2. 消費生活とコレクティヴィズム

消費生活をめぐるウェブの主張は、ピアトリス『イギリスにおける協同組合運動』（1891年）と、シドニー『ロンドン・プログラム』（1891年）において展開されている。ピアトリスは、『イギリスにおける協同組合運動』において、19世紀後半における歴史的現実をもとに、生産者組合を批判し、消費者組合運動を賞賛する。労働者自主管理、利潤分配を掲げる生産者組合は、旧式の「個人的自由」を追求し、「自らが自分自身の主人」になることを目指しているが、大規模生産・機械化といった

産業社会の「進化」に対し、資本不足その他の理由から消滅せざるをえないからである⁴⁸⁾。

他方、消費者組合運動は、もっぱら、消費生活の向上のみにターゲットをしばり、購買高配当という原理をもとに、規模の拡大、その恩恵の組合員への還元という点で、成功しうる⁴⁹⁾。しかも、消費者組合においては、商品の安価さとともに品質が重視されており、このことは組合員の側における消費様式の変化すなわち「欲望」の高度化をもたらし、彼らの「機能的順応」を促すことにもなる⁵⁰⁾。また、消費者組合においては、組織の運営にあたって「代議制自治」が確立されており、それへの参加は、「市民」としての資質を育成し、労働者階級の経済的・人間的進歩に貢献することになる、と展望されるのである⁵¹⁾。

シドニーは、『ロンドン・プログラム』において、こうした消費者組合の運動原理を、地方自治体（「強制的消費者組合」）へと応用する。シドニーは、設立間もない「ロンドン州議会」（1888年設立）の課題として、基礎的な消費財の供給の安定化のためのガス・水道の市営化、労使紛争の解決によるサービス供給の安定化のための市街鉄道・ドックの市営化、および自治体による改良工事の結果となる不動産価値・賃貸料上昇分への独自課税などを提案した⁵²⁾。

こうして、シドニーは、地方自治における普通選挙権を獲得した都市住民に、きたるべき選挙の具体的争点を明示したのである。しかし現実には、「ロンドン州議会」には、これらの改革を実行するにあたっての、市営事業運営権、独自課税権が付与されていなかった⁵³⁾。これらの項目は、「旧自由主義」が旨とする「財産・契約の自由」に抵触していたからであった。こうした現状に対し、シドニーは、中央政界への地方自治関連立法の改正を迫り、都市住民を主体とする新しい大衆民主主義の時代の幕開けを強調したのであった⁵⁴⁾。

3. 福祉ニーズ・社会的リスクへの対応とコレクティヴィズム

劣等処遇の原則、ワークハウス原則、全国統一の行政組織をもとに、労働市場へのレッセフェールを確立した1834年「新救貧法」をめぐる、1905年に「救貧法に関する王立委員会」が設置されるなど、世紀転換期には、救貧法の見直しの機運が高まりつつあった。1909年には、「王立委員会」の報告書が提出され、この時、ボザンケらの『多数派報告』（1909年）に対し、ピアトリスらは『少数派報告』（1909年）を提出したことは良く知られている⁵⁵⁾。

ウェッブは、『多数派報告』が、単一の救貧当局を残存させ、救済を抑制しつつ私的慈善組織との共存をはかっており⁵⁶⁾、全ての貧困の原因を個人の道徳的欠陥に帰着させる個人主義的貧困観を露呈していると批判する⁵⁷⁾。他方、ウェッブは、『少数派報告』において、個々のニード毎に地方政府の専門機関による個別的処置を基本とした貧困の「予防」構想を打ち出した⁵⁸⁾。地方当局の財源は、中央政府からの補助金でまかなわれ、所轄省庁の監督のもとで自治体間競争が促されるよう位置づけられていた⁵⁹⁾。国家、・自治体による「文明生活の最低限度」⁶⁰⁾がここに提示されたのである。

他方、「リベラル・リフォーム」の一貫として、ロイド＝ジョージ蔵相によって1911年に導入された、「国民保険法」（第一部「健康保険」、第二部「失業保険」）に対して、ウェッブは、『貧困の予防』（1911年）において、その「強制的」・「普遍的」性格を批判した。強制保険は、保険加入者の側でのコスト感覚の欠如を生みだし、財政負担の増大・非効率性を生み出すからである。一方、19世紀を通じて、すでに多数の友愛組合・あるいは保険機能を有する労働組合が成長し、疾病、失業などのリスクに対する給付を行っていた。「強制保険」の代替策としてウェッブは、こうした各種の中間組織による任意保険こそが、個々人の儉約・深慮を促すにあたって効果的であると主張した⁶¹⁾。また、同時に、疾病・失業などの個々の社会的リスクに対しては、公的医療処置、職業紹介所、職業訓練、反循環的公共事業などの政府・地方自治体による「貧困の予防」を軸にした試みが用意されなければならないとウェッブは主張したのである⁶²⁾。後に、「福祉国家」の中軸となっていく社会保険制度に対して、ウェッブは労働者階級の任意保険（友愛組合）と、国家・自治体による「文明生活の最低限度」の確保という政策パッケージを提示し、彼らなりの「福祉の混合経済」、すなわち一種の「福祉社会」を構想していたと言えよう。

V. むすび

以上のように、ウェッブの社会改革構想は、労働組合、消費者組合、友愛組合などの自発的な「自助団体」による「団体的自助」を基本とするものであった。労働者大衆は、労働・消費・社会的リスクへの対応に関して各種の「自助団体」への加入を通じて、効率、競争、市民の徳、儉約などの主体的要件を体現しつつ、「進歩」していくと展望されたのである。この意味で、ウェッブの社会改革構想の根底には、国家からの独立性を保持しつつ、経済システムの「進化」に対し、「進歩」的に適応していく新中間層⁶³⁾の生活信条が貫かれていたと言えよう。

だが、こうした自発的な「進歩」の軌道から排除されている人々が存在した。劣悪な労働条件のもと、産業社会への適応において「退化」の危険にさらされている不熟労働者大衆に対して、ウェッブは、労働条件の「ナショナル・ミニマム」、および自治体による基礎的なサービス提供・直接雇用などを規定し、彼らを「進歩」の軌道へ向けて後押しすべく主張した。また、疾病、障害、失業など様々な社会的事故に対し、ウェッブは国家・自治体による「予防」の必要性を強調した。こうして、労働者大衆の生活を網羅する包括的な「文明生活の最低限度」が示されるのである。

このように見てくると、世紀転換期におけるウェッブの社会改革構想は、労働者大衆による自発的な「団体的自助」の推進と、国家・自治体による「文明生活の最低限度」の保障という二重構造を有していることが分かる。従来、ウェッブの社会改革構想については、国家の役割が過大に強調されてきたが、国家の役割をあくまで、「団体的自助」の推進のための条件整備に限定していた彼らの構想は、広い意味での「新自由主義」⁶⁴⁾と共鳴する性格を有する。

すでに、19世紀末のイギリスにおいては、「財産・契約の自由」という「旧自由主義」的理念が労働者階級へと拡大適用されることで、「団体的自助」の法的基盤が確立されていた。しかし、この「旧自由主義」的な「財産・契約の自由」は、国家による社会立法、自治体による事業運営・課税権への新しい要求と抵触し、これらの推進を阻んでいた。こうした傾向は、「営業・創意の自由」を重視するあまり「立法的規制」にあくまで慎重であったマーシャルにおいても確認できる。この意味で、彼らの構想すなわち「コレクティヴィズム」は、「旧自由主義」を越えて、後の「新自由主義」へと至るイギリス社会改革運動の歴史における、大きな過渡期・転換点であったと言える。「自由それ自体のために国家の役割は増大する」という彼らの主張は、こうした歴史的文脈に照らして改めて理解されるべきであろう。

注

1) Thane[1996]参照。

2) 他にも、19世紀における友愛組合を通じた労働者大衆の依約・自助の歴史に着目したポール・ジョンソンの研究(Johnson[1985])が注目に値する。ジョンソンは次のように述べている。

「大部分の19世紀後半と20世紀初期のイギリスの労働者階級に属する人々にとって、自助努力は、過激な経済的個人主義、個人的な金銭的自立、そして私的な貯蓄を意味するものではなかった。自助努力は相互性を意味するものであった。

・・・友愛組合、相互疾病会、労働組合、協同組合・・・の相互性は、かつてマーガレットサッチャーが「社会などというものは存在しない——一人一人の個人のみが存在する」と唱導した類の個人主義とは正反対のものであった」(Johnson[1985]訳vii頁)

3) P.セインのイギリス福祉国家史研究における独創性を明快に解説した研究としては、高田[1999]を参照。

4) Clarke[1978], Clarke[1987], Freedon[1978], Freedon[1986]参照。

5) ここで言う「フェビアン史観」とは、必ずしも定着した用語ではないことを断っておく。類似した用語として、ホブズボームらが使用する「フェビアン神話」という用語があるが、これはマルクス主義の観点から福祉国家形成におけるフェビアンの貢献を一切認めないという意味で使用される傾向にある。ここで言う、「フェビアン史観」とは、こうした理解から区別して、イギリス福祉国家形成においてフェビアン主義者の役割を強調する歴史観という程度の意味で、価値中立的に使用するものとする。

こうしたフェビアン史観は、典型的にはE.R.ピーズ(Pease [1925]) G.B.ショー(Shaw[1948]), R.H.トーニー(Tawney [1952])などに見られ、ウェッブらによる、『ニューカッスル綱領』(1892年)への影響力(「浸透」)を強調するものから、後の『ベヴァリッジ報告』への影響を強調するものまで様々であるように思われる。

例えば、ショーは次のように述べていた。「1892年の総選挙に掲げられ、それを勝利に導いた最初のフェビアン社会主義綱領は、シドニー・ウェッブによって起草されたものであったが、それは『ニューカッスル綱領』と呼ばれ自由党の政策綱領として提出された。」(Shaw[1948]p.296)

イギリス福祉国家形成史の中で、ウェッブを最も高く評価したのは、トーニーであった。「もし、1880年代から1930年代にわたるイギリス社会史の一連の諸章を思い起してみれば、—すなわち労働組合、協同組合、労働党の興隆といった社会運動、産業・金融政策、学校教育、公衆衛生、失業、救貧法、地方自治体事業そして地方自治一般の発達、さらにはこれらの諸問題をめぐる公衆の態度の変化にあらわれた文明の進歩に目を向けてみるならば—この粘り強い勤勉家の努力が無駄であったとは誰も言えないだろう。・・・個人的利害や思想信条にかかわらず、我々は皆彼らの弟子なのである。」(Tawney[1952]pp.343-4, 訳157-8頁)

また、M.ブルースは次のように述べている。「1942年におけるベヴァリッジの基本的なねらいは、個人の稼得が中断されたり、あるいは家族を扶養するに足りない場合には、いつでも国家に“生存の維持に必要な最低所得”を、保険を通して保障させるということであった。・・・それはまた、第1次大戦前におけるベヴァリッジ自身の経験と、彼が聡明な青年門下生のひとりとしてウェッブ夫妻と交流した事実、そして彼らの“国民の文明生活のための最低限度”という信条に帰してもよいだろう」(Bruce[1961]p.26, 訳22頁)。

6) Freedon[1978],[1987]を参照。フリーデンは次のように述べていた。「現代のイギリス福祉国家という観点からすれば、ライバルのイデオロギーである、保守主義、社会主義より一步を抜き進んでいたのは、世紀転換期の新自由主義であった」(Freedon[1978]p.1)。「その『ベヴァリッジ報告』の起源は、1914年以前の新自由主義にさかのぼる」(Freedon[1986]p.367, []内は引用者、以下同様)。

7) 各論者の主張の該当箇所を引用しておく。

「フェビアン協会を支配するようになった社会主義理論は、非マルクス主義的かつ非自由主義的でもあった。それが結びついていたのは、他の政治的脈絡においては、帝国主義、大企業、政府行政および政治的右翼に属する諸理論であった。・・・もちろん協会の反自由主義は、1890年代以降あらゆる所で広く認められていた。「(協会の) 主な指導者たちは、内心は民主主義者ではなく官僚主義的である」と、すでに1901年に書かれた。」(Hobsbawm [1964] pp.311-2, 訳241頁)

「しばしば歴史家、社会学者と見られてきたピアトリス、シドニー・ウェップは歴史学派の経済学者としても見ることができる。彼らの政治学は、今まで長い間そうみられてきたように、一般には社会主義と呼ばれることがしばしばであったが、また社会帝国主義者としても特徴付けることができる。彼らが望んでいたことは、浸透のプロセスを通じて、自由党・保守党の帝国主義者の両方に社会改革を彼らの帝国計画と結びつけることの必要性を納得させることであった。もしそのタームが20世紀におけるもっと険悪な意味でとられることがないならば、彼らの視角には国家社会主義のラベルをはることも可能だろう。」(Koot [1987] p.178)

「イギリスにおける社会帝国主義には二つの主要な形態があった。一つは帝国の維持の必要性に重点を置き、労働者階級の福祉は帝国の強大さに左右されると主張していた。もう一つの方は、帝国主義の基盤として労働者階級の生活条件に重点を置き、健康で活力のある帝国人民の必要性を説き、そうした基盤を欠いては帝国を防衛することも維持することも不可能であると主張した。前者の主張は社会帝国主義者および帝国主義的社会主義者すべての著作に見られるもので、明示的に表現されている場合もあれば、またそれとなく示されている場合もある。この主張は事実上、関税改革同盟とジョセフ・チェンバレンを一手に支持するものであった。後者は自由帝国主義者―彼らはこの点をキャンペーンの眼目にした―によって採用されたばかりでなく、ミルナーやマッキングダーのような関税改革主義者の著作ならびにフェビアン主義者のパンフレットにも顕著に見られるものであった。」(Semmel [1960] pp.234-5, 訳259頁)

また、タムソンは、1920年代における労働党の経済政策をめぐるホブソンとウェップらの基本対立を念頭に次のように述べていた。

「ほとんどのフェビアンの究極の目的は、経済活動を、意識的・合理的・社会的なコントロール、あるいは1900年代初期の著作以降は、次第に中央集権化された統制に従属させることにある。」(Thompson [1988] p.263) 「ホブソンの市場に対する、批判的でしかし、重要な点において肯定的な態度は、幅広い政策オプションを用意したが、それは、市場を同時代の経済的な害悪の根源とみなし、その漸次的な縮小と究極の破壊を追求するフェビアン主義の固執者には、利用不可能なものであった。」(Thompson [1994] p.204)

8) 例えば、P.セインは次のように述べている。

「フェビアン協会員たち、とりわけシドニー・ウェップとピアトリス・ウェップは、社会経済状況の分析に専心した。彼らは、貧困と不平等を減少させるために自由市場は無力であると確信した。彼らは、それに代わって、社会的所有、経済の計画化、そして失業、老齢、疾病その他の困窮原因に起因する貧困を防止し解決するための施設救済やその他の救済を提供するための中央および地方政府による広範な諸措置に

信頼を置いた。」(Thane [1996] p.16, 訳19頁)

また、ピーター・クラーク (Clarke [1987]) は、ウェップらフェビアンにおける国家主導の側面について、次のように述べている。

「フェビアンは、“機械論的改良主義者” (mechanical reformists) と特徴付けることができ、彼らは、労働者階級の利益のもと、国家集団主義 (state collectivism) が、上から指導できると信じていた。新自由主義者は、“道徳的改良主義者” (moral reformists) と特徴付けることができる。」(Clarke [1987] pp.13-4)

こうしたウェップ理解は、歴史的には、ホブソン、ホブハウスら同時代のイギリス新自由主義者にさかのぼることができる。やや異なった角度からであるが、キッド (Kidd [1996]) がこの点を強調している。

「ホブハウスのようなウェップの同時代人の新自由主義者によって、自らのブランドたる社会主義的自由主義とフェビアン社会主義の間に惹かれた境界線は、現代の自由主義歴史家によって再論された。例えば、P.F.クラークは、彼が言う“道徳的”改良主義者〔新自由主義〕を、“機械論的”改良主義者〔フェビアン主義〕からはっきりと区別している。クラークは言う。後者は、「道徳的な手段を機械的なもので置き換える」ことで、進歩観を実現するにあたり、民主主義や個人の発展・欲望に信条をもたないと。これらの用語は、ホブハウスの『自由主義』(1909年)において使用されている用語の言い換えである。そこでは、フェビアン主義は、“官僚主義的社会主義”とされ、民主主義と個人の人格の発展に焦点を置く、“自由主義的社会主義”と対置されている。」(Kidd [1996] p.191)

キッドの主張は、センメル (Semmel [1960])、サール (Searle [1971]) に代表される「国民的効率」論、すなわちウェップにおける社会組織の効率論に注目してきた研究史を相対化し、ウェップにおいて個々人の道徳的・人格的発展が同時に構想されていたことを示す点で学ぶべき点が多い。本稿では、このキッドの問題提起を十分にふまえて、ウェップにおける「人間的進歩論」の構造把握に重点を置きたい。

ただし、キッドの主張は、ウェップにあって、個人の道徳的資質の向上を含めた「市民としての人間的進歩に必要な基礎」を提供するために、国家が必要とされるという点にあった。「彼ら〔ウェップ〕は、国家権力の道徳的な潜在性について、パターンリスティックな見解を有していた」と(Kidd [1996] p.192)。

すなわち、整理すればクラーク、キッドともに、ウェップにおける国家の役割に重点を絞って議論がなされている点では、伝統的なウェップ理解の枠組みを越えるものではない。従って本稿の課題は2つある。第一は、従来のウェップ理解における国家重視を相対化し、自助団体に託された役割に着目すること。第二に、こうした独自の二重構造を通じて、ウェップが社会組織・産業組織の効率とともに、効率のみならず道徳的・市民的資質を含めた人間的進歩をもきわめて重視していたことである。

9) 『ニューカッスル綱領』の内容については、若松 [1991] 184-99頁参照。

10) グラッドストーンらが『ニューカッスル綱領』の履行に消極的であったのと対照的に、ローズベリらは、地方行政(ロンドン改革)と上院の改革、教育制度改革(初等教育)、陸海軍の改編、国民体力と兵士の体格強化、住宅の改善など、帝

- 国主義と社会改良を結びつけた「国民的効率」と呼ばれる政策を打ち出し、政権中枢への進出を模索していった（川上[1989]75-7頁参照）。また、世紀転換期イギリスの政治動向と「自由帝国主義」派との関連については、岡田[1991-4]を参照。
- 11) チェンバレンの「帝国特惠」構想については、桑原[1999]を参照。また彼における社会改革と帝国特惠との関連については、関内[1992]、村田[1997]を参照。
- 12) チェンバレン・キャンペーンをめぐるイギリス歴史学派、マーシャルらの立場の概略については関内[1980]を参照。また、関税改革・産業衰退をめぐるイギリス歴史学派およびマーシャルの見解については、西沢[1998],[1990][1999]、服部[1994],[1999-a],[1999-b]を参照。
- 13) 世紀末におけるハインドマン、モリスらの社会主義思想については、安川[1993]を参照。
- 14) ボア戦争をめぐるウェッブらの態度については、江里口[2000]を参照。
- 15) ウェッブと新自由主義者の政策提言の類似性について、例えば、ノーランは次のように述べていた。「ホブハウスやグリーンらの集団主義的自由主義と、フェビアン社会主義の差異は、その目標というよりも、強調や程度の違いである。双方とも“個人によって構成される社会”において“人間の品性や能力の最大の発展”を支持する。（ウェッブらは“社会”を重視し、グリーンはそのような社会における“個人”に重点を置く。両者の個人観において、社会生活における道徳的な参加こそは自己発展の最高形態であり、そのような参加を可能にするのがグリーンらの自由社会の目標であり、ウェッブらの社会主義社会の目標でもあった。」（Nolan[1988]pp.129-130）。
- また、フリーデンも、「国家がなすべきことは何かについて、いくつかの問題については、ホブソンとフェビアンとの実際の差異を指摘することは難しい」と述べていた（Freedman[1978]p.71）。
- 16) イギリスにおける友愛組合運動の歴史展開については、樫原[1973]205-273頁に詳しい。
- 17) イギリス労働史についてのスタンダードなテキストとしては、Labour[1992]などを参照。
- 18) イギリスにおける協同組合運動の歴史については、さしあたり中川[1984]を参照。
- 19) ロンドンの地方自治の歴史については、Young & Garside[1982]を参照。
- 20) 世紀転換期の労働政策、および20世紀初頭のリベラルリフォームの経緯については、樫原[1973]315-577頁に詳しい。
- 21) 椎名[1985]1-2頁
- 22) 椎名[1985]32-3頁
- 23) 若松[1991]251頁
- 24) Webb[1891-a]
- 25) シドニー、あるいはウェッブは、自らの進化論について詳細に述べていないが、おそらくスペンサーにかなりの影響を受けていると思われる。シドニーは次のように述べていた。「コント、ダーウィン、スペンサーの努力のおかげで、我々は、理想社会をもちや不変の状態とは考えることはできない。社会の理想は、静的なものから動的なものになってきた。社会組織が常に成長・発展する必然性は公理になった。今や、哲学者は、古い秩序から新しい秩序への漸進的な進化をこそ求めているのである」（Webb[1889-b]p.63）。なお、スペンサーの進化論については、挾本[2000]184-192頁に詳しい。
- 26) Webb[1891-a]p.363
- 27) Webb[1891-a]p.362, p.365
- 28) Webb[1897]p.850, 訳1043頁
- 29) Webb[1891-a]376
- 30) Webb[1888-a],[1888-b],[1889-a]
- 31) Walker[1887]
- 32) Walker[1887]pp.243-278
- 33) Walker[1888]pp.286-287
- 34) Webb[1888-b]pp.471-2
- 35) Webb[1888-b]p.471
- 36) 当初、シドニーは、こうした彼独自の「産業進歩」論をもとに「経済学」（Political Economy）についての著作を構想していた。だが、時を同じくして出版されたマーシャルの『経済学原理』（1890年）を読み、ピアトリス宛に次のように書き送っている。「彼〔マーシャル〕は、彼が“準地代”と呼んでいるものを私から借用しています」（Letter of Sidney to Beatrice, 13? Aug 1890, in MacKenzie(ed.) [1978]p.171）。「私は彼〔マーシャル〕に裏をかかれました。彼は私が言いたかったことを大部分述べています」（Letter of Sidney to Beatrice, 21? Aug 1890, in MacKenzie(ed.) [1978]p.175）。
- これに対し、ピアトリスは次のように述べ、シドニーに「経済学」についての著作を断念するよう促した。「ご存知でしょうか、私はあなたが経済学の本を書くことをあきらめるほうがいいと思います。マーシャルの偉大な本は一および彼が出版するに違いない、縮刷廉価版は、一般の共感をおよそ可能と思われる限りで勝取るでしょう。あなたは、自分の考えを熟成させたほうがいいでしょう。」（Letter of Beatrice to Sidney, 23 Aug 1890, in MacKenzie(ed.) [1978]p.178）。結果的に、シドニーは、自らの構想を断念した。
- 37) マーシャル『原理』出版当時のウェッブ（特にシドニー）の反応は、『スター』誌への書評という形でも公表され、LSEのパスフィールド・ペーパーに収録されている。シドニーは、「新しいテキストブック」と題した『原理』書評において、マーシャルの「コレクティヴィズム」への可能性に着目して、次のように述べていた。
- 「経済学の目的であると彼自身が認めているところの、政治学や実践的社会改革計画への彼の態度はどうだろうか？・・・我々は次のことを学ぶ。「我々は次第に、様々な形態のコレクティヴィズム(collectivism)〔ただし、マーシャル『原理』の原文は collective action となっている〕へと進み、それは旧式なものから強く自律的な個に立脚したより高次のものになろう・・・そこでは、個々人の気まぐれを共通善が凌駕する」ということ。また、「個人的自由は自ら発展し、旧式の個人主義の無政府的な状態ではなく、成熟し秩序のある生活による「団体的自由」(collective Freedom)となると。」（Passfield Paper, VI, Item, 95）
- ウェッブは、マーシャル『原理』を、産業進歩論のみならず、自らの「コレクティヴィズム」という構想に引きつけて理解していたことが分かる。
- 38) マーシャルの「生活基準」論については、岩下[1992]、近藤[1997]を参照。
- 39) Webb[1926]pp.395-6
- 40) Webb[1926]pp.422-5
- 41) Webb[1897]pp.704-714, 訳859-870頁

- 42) Webb[1897]pp.715-723, 訳872-881頁
- 43) Webb[1897]pp.723-733, 訳882-894頁, なお, ウェブの労働組合論の内容については, 江里口[1994],[1996-b]を参照。
- 44) Webb[1897]pp.749-766, 訳936-914頁
- 45) ウェブの産業衰退認識に関しては, 江里口[2000]を参照。
- 46) ウェブは, 世紀初頭の関税改革運動に対しても, 一貫して自由貿易を堅持していた。詳しくは, 江里口[2000]を参照。
- 47) このように, 産業社会の「進歩」のためにこそ, 立法的措置が必要であるとするウェブは, 企業者における「創意・活動の自由」を重視するマーシャルを鋭く対立した。実際, 1891-93年の「労働に関する王立委員会」において, 委員会メンバーであった, マーシャルと証言者として喚問されたシドニーとの間で, 法定8時間労働日をめぐって次のようなやりとりがあった。
- マーシャルはシドニーに次のように質問する。「しかし, このことも同じく真実ではないでしょうか。……最も良い仕事には創意の自由と活動の自由が必要であると。」(Royal Commission on Labour[1893]4255)「しかし, 法律なしで済ますことができる場合に, 法律を制定することは無分別ではないですか。歴史は, 将来に応用できる限りで, 官僚機構がある場合には〔産業〕進歩が失われてしまうことを示していますから。」(Royal Commission on Labour[1893]4257)
- シドニーの回答は次のようなものであった。「そうした発言を認めることはできません。私はそれに反論しなければなりません。法律とは一つの害悪であり, より大きな害悪をもたらさずに廃止できる場合には廃止すべきものであるという昔からの主張には全く賛成します。しかし, もちろん, 労働時間の法的短縮を要求する人々の主張は, 法律がもたらす害悪よりも法律がない場合の害悪の方が大きいというものです。」(Royal Commission on Labour[1893]4257)
- 「労働条件の立法的規制」をめぐるウェブとマーシャルの対立点は明らかであろう。ただし, ウェブの社会改革構想の形成史に関わる論点であるが, この時点で, シドニーは, マーシャルに対して理論的回答が出来ていない。本文で述べた, ナショナル・ミニマム論こそが, マーシャルへの回答に他ならないのである。
- 48) Potter[1891]pp.117-169
- 49) Potter[1891]pp.59-83
- 50) ピアトリスは, 消費者組合運動を通じて, 個々の労働者の「欲望」が高度化していくと述べていた。このことは, 彼らにおける「機能的順応」論, すなわち「能力・欲望の強度・複雑性の増進」における消費面での改善を意味しよう。
- 「いまもし, 消費組合が生活費を低下させる手段に過ぎないと仮定し, それが労働組合を有しない人々の間で設立されたと仮定すれば, 私は賃金「鉄則」からの結論に対して, 十分な答弁を見いだせないだろう。しかし, 協同組合員は第一の仮定を否定するだろう。彼らは, 消費組合が物価を下落させるよりも, 品質を向上させたこと, また商品の品質改善が支出額を減少させることなく, 逆により優れた商品に対する欲望を刺激させたことを主張するだろう。……ただし, この場合においても, 通常の顧客に, 安かろう悪かろうということ納得させるためには, 協同組合での購入のみならず協同組合教育も必要なのである。」(Potter[1891]p.194, 訳266-7頁)
- 51) Potter[1891]pp.205-223。なお, ピアトリスの協同組合論についての詳細は, 江里口[1999-a]を参照。
- 52) Webb[1891-b]pp.31-53, pp.62-85
- 53) Webb[1891-b]pp.1-16
- 54) ウェブによる中央政府への働きかけについては, Webb[1893]を参照。シドニーのロンドン改革構想についての詳細は, 江里口[1996-a]を参照。
- 55) 『多数派報告』と『少数派報告』の差異については, 大沢[1986]に詳しい。
- 56) Webb[1910]pp.281-2
- 57) 『多数派報告』の中心人物であった, ボザンケの貧困観に対して, ウェブは次のように述べていた。
- 「こうした国家の一部分の病理状態としての〔我々の〕貧困概念に対して — しかもその病理の直接の原因は明確で, 正確に観察・処置できるのであるが — 窮乏の直接の原因はその根底にある単一の原因の多様な兆候であるという反論がある。バーナード・ボザンケ教授およびロンドンCOS委員会にそって, あらゆる形態の窮乏は「市民としての性格」の欠陥, すなわち窮乏している個人の「失敗」に結びつけざるを得ないと主張する人々がいる。」(Webb[1911]p.8)
- 58) 行政権限の地方政府への移管については, Webb[1910]p.297, Webb[1909]p.522を参照。ウェブは, 貧困の「予防」について次のように述べている。「もし, 救貧当局が残存すると, 1834年原則の危険は避けられない。一方で, 我々は, 世論がこれらの原則を批判し, 治療的処置, 強制, 普遍的供与の適用を要求することを支持する。しかし, これらの3原則を経済的・効率的行政によって行おうとすれば, もう一つの原理, すなわち予防の原則が認められなければならない。一個人に働きかけたり環境に働きかけたりすることで, 窮乏のいくつかの原因を予防し, かつそれらが作用する初期段階で抑えるという原則である。様々な関連公的当局によってこの予防原則が徹底的に適用されなければ, 治療的・回復的処置は, 自己保全の動機を弱め, 両親の責任を弱めることになり, 強制は個人的自由の意識と対立し, 普遍的供与は未開のコミュニズムに墮落してしまう傾向にあるのだ。」(Webb[1910]p.284)
- 59) Webb[1909]p.457, pp.497-8
- 60) Webb[1910]p.319
- 61) 「社会の一階級に属する制度で, 友愛組合運動, 労働組合の“共済給付”事業ほど, 創業者の間でのそうした合法感覚, 自己正当性をもたらしたものはかつてないし, 他の社会階層の側での満足をもたらしたものはない。それゆえ, “保険”という言葉はイギリスにおいて, 神聖な後光によって取り巻かれるようになったのである。」(Webb[1911]p.165)
- 「しかし, 強制保険はほとんど誤った呼び名である。儉約, 慎重さ, 自治独立, 将来への備えといった特徴は, すでに見たように, 任意で自発的な個々人の儉約行動である保険の特徴であり, それは国民的・強制的・普遍的システムにおいては, まったく消滅してしまうのである。……さらに, 受益者は, 全ての政府サービスにおいてそうであるように, 彼らが自分で蒔いていないところで刈り取ろうとするのである。」(Webb[1911]pp.168-9)
- 62) 「普遍的・強制的社会保険制度を発足させた政府はすべて(特に, もしそれが受益者以外からのかなりの拠出を意味する場合には), 精緻な社会機構によって保険事故の発生を実際に予防し, それらを全てのケースで根絶するための事業を

常に行わなければ、一方でその受益者に大きな心理的悪影響を及ぼし、他方で、保険基金における常に増大する浪費を生み出すであろう。」(Webb[1911]p.183)

- 63) この限りで、ウェッブの社会改革構想に、「新中間層」への期待を見いだすホブズボームの指摘は正しい。ただし、ホブズボームが言うように、このことは、必ずしも「エリート」主義、「官僚」主義を意味するものではない。ウェッブは、コレクティヴィズムへの参加によって、労働者個々人が、こうした生活習慣を内面的に身につけることを期待していたからである。
- 64) ここで言う「新自由主義」は、必ずしも、ホブソン、ホブハウスによって掲げられた「新自由主義」を厳密に指すものではないことを断っておく。ここでは、いわゆる「旧自由主義」を自由主義の延長で乗り越えようとした、T.H.グリーン以降の幅広い思想潮流という意味で使用する。

参考文献

- Bruce, Maurice [1961] *The Coming of Welfare State*, (1st ed. 1961), 3rd ed. 1967, Rep. 1974, B. T. Batsford Ltd. (M. ブルース著『福祉国家への歩み—イギリスの辿った途—』秋田成就訳, 法制学出版局, 1984年)
- Clarke, Peter [1978] *Liberalism and Social Democrats*, Cambridge University Press.
- Clarke, Peter [1987] *The Keynesian Revolution in the Making, 1924-1936*, Clarendon Press, Oxford.
- 江里口拓 [1994] 「ウェッブ夫妻における“産業進歩”と労働組合」『経済論究』89号
- 江里口拓 [1996-a] 「ウェッブの社会改革構想の形成と『ロンドン・プログラム』—シドニーの都市改革構想を手がかりに—」『経済論究』94号
- 江里口拓 [1996-b] 「ウェッブにおける労働組合運動論と社会改革構想」『経済学史学会年報』34号
- 江里口拓 [1999] 「ピアトリス・ポッター (ウェッブ) の消費者協同組合論—『イギリスにおける協同組合運動』(1891年)を中心に—」『愛知県立大学文学部論集(社会福祉学科編)』47号
- 江里口拓 [2000] 「自由貿易とナショナル・ミニマム—世紀転換期におけるウェッブの所説をめぐって—」『社会福祉研究』愛知県立大学文学部社会福祉学科, 2巻1号
- Freeden, M. [1978] *The New Liberalism: An Ideology of Social Reform*, Clarendon Press.
- Freeden, M. [1986] *Liberalism Divided: A Study in British Political Thought 1914-1939*, Clarendon Press.
- 挾本佳代 [2000] 『社会システム論と自然—スペンサー社会学の現代性—』法政学出版局
- 服部正治 [1994] 「マーシャル「覚え書き」と関税改革論争」『立教経済学研究』48巻1号
- 服部正治 [1999-a] 『自由と保護—イギリス通商政策論史—』ナカニシヤ出版
- 服部正治 [1999-b] 「自由貿易と関税改革」服部正治・西沢保編著『イギリス100年の政治経済学—衰退への挑戦—』第3章, ミネルヴァ書房
- Hobsbawm, Eric J. [1964] *Labouring Men: Studies in the History of Labour*, (1st ed. 1964), Rev. 1967, Anchor Books. (E. J. ホブズボーム著『イギリス労働史研究』鈴木幹久・永井義雄訳, ミネルヴァ書房, 1968年)
- 岩下伸朗 [1992] 「マーシャル分配論についての一考察—「進歩」の視座との関連で—」『福岡女学院大学紀要』2号
- Johnson, Paul [1985] *Savings and Spending ; The Working-class Economy in Britain 1870-1939*, Oxford University Press. (ポール・ジョンソン著『節約と浪費—イギリスにおける自助と互助の生活史—』真屋尚生訳, 慶應義塾大学出版会, 1997年)
- 梶原朗 [1973] 『イギリス社会保障の研究 I』法律文化社
- 川上肇 [1989] 「ローズベリ (自由帝国主義) と自由貿易—チェンバレンの保護関税運動との比較的考察—」『史学研究』184号
- Kidd, Alan J. [1996] *The State and Moral Progress : The Webbs Case for Social Reform c.1905-1940, Twentieth Century British History, Vol. 7, No. 2.*
- 近藤真司 [1997] 『マーシャルの「生活基準」の経済学』大阪府立大学経済研究草書, 第85冊
- Koot, Gerald M. [1987] *English Historical Economics, 1870-1926 : The Rise of Economic History and Neomercantilism*, Cambridge University Press.
- 桑原完爾 [1999] 『イギリス関税改革運動の史的分析』九州大学出版会
- Labour, Keith [1992] *A History of British Trade Unionism c. 1770-1990*, Alan Sutton.
- MacKenzie, Norman (ed.) [1978] *The Letters of Sidney and Beatrice Webb ; Vol. I, Apprenticeships 1873-1892*, Cambridge University Press.
- 中川雄一郎 [1984] 『イギリス協同組合運動思想研究』日本経済評論社
- 西沢保 [1988] 「アシュリー, ヒューインズ, “イギリス歴史学派” をめぐって」『経済学雑誌』89巻, 3・4号
- 西沢保 [1990] 「古典派経済学の衰退と“イギリス歴史学派”」田中敏弘編『古典派経済学の生成と展開』日本経済評論社
- 西沢保 [1999] 「イギリス経済の停滞とアシュリー, マーシャル」服部正治・西沢保編著『イギリス100年の政治経済学—衰退への挑戦—』第1章, ミネルヴァ書房
- Nolan, Sister Barbara E. [1988] *The Political Theory of Beatrice Webb*, AMS Press Inc.
- 大沢真理 [1986] 『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家—』東京大学出版会
- 岡田新 [1991-94] 「自由帝国主義と新自由主義—エドワード・アン・リベラリズムの形成(1)・(2)—」『大阪外国語大学論集』5・10号
- Passfield Papers;: Correspondence, personal papers and material connected with the public work of Sidney Webb, later Baron Passfield (1859-1947) and Beatrice Webb, nee Potter, (1858-1943) held at the British Library of Political and Economic Science, 23 microfilm reels 35mm, Produced by the University of London Library Photographic Section.
- Pease, E. R. [1925] *The Hisroty of the Fabian Society*, George Allen & Unwin.
- Potter, Beatrice [1891] *The Co-operative Movement in Great Britain*, Swan Sonnenschein & Co., Rep. 1897, Gower. (ピアトリス・ポッター著『消費組合発達史論』久

- 留間鮫造訳, 大原社会問題研究所, 大正14年)
- Royal Commission on Labour[1893] *Fourth Report, Minutes of Evidence before the Royal Commission sitting as a whole 1893-4*, Vol. XXXIX Part I, (Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Industrial Relations 43, Shannon.)
- Searle, G.R.[1971] *The Quest for National Efficiency: A Study in British Politics and British Political Thought 1899-1914*, Oxford.
- 関内隆[1980]「チェンバレン・キャンペーンをめぐる政治経済学の自由貿易認識」『岩手大学教育学部研究年報』40巻1号
- Semmel, B.[1960] *Imperialism and Social Reform, English Social-Imperialism Thought: 1885-1914*, George Allen & Unwin Ltd. (センメル著『社会帝国主義史, イギリスの経験, 1885-1914』野口健彦・野口照子訳, みすず書房, 1982年)
- Shaw, B.[1948] 'Sixty Years of Fabianism,' Introduction to the *Fabian Essays*, Jubilee Edition, (1st ed. 1948), Rep. 1978, George Allen & Unwin Ltd., Kraus Reprint.
- 椎名重明[1985]『コレクティビズム: 団体主義—その組織と原理—』東京大学出版会
- 高田実[1999]「イギリス福祉国家における「連続性」と「断続性」をめぐる—Pat Thaneの講演を手がかりに—」『熊本歴史学科研究会会報』熊本歴史科学研究会, 50号
- Tawney, R.H.[1952] 'The Webbs and Their Work,' in H.W.Spiegel(ed.) *Development of Economic Thought*, John Willy & Sons, Inc. (トニー「ウェブ夫妻論」, スピーゲル編『社会主義と歴史学派』越村信三郎・古沢友吉監訳, 昭和29年, 東洋経済新報社)
- Thane, P.[1998] *The Foundations of Welfare State*, 2nd ed, Addison Wesley Longman Ltd. (深沢和子, 深沢敦監訳『イギリス福祉国家の社会史』ミネルヴァ書房, 2000年)
- Thompson, N.[1988] 'Fabianism and Market' in *The Market and its Critics*, Routledge.
- Thompson, N.[1994] 'Hobson and the Fabians: Two Roads to Socialism in the 1920s,' *History of Political Economy*, Vol.26, No.2.
- 若松繁信[1991]『イギリス自由主義史研究—T.H.グリーンと知識人政治の季節—』ミネルヴァ書房
- Walker, Francis A.[1887] 'The Source of Business Profits,' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. I.
- Walker, Francis A.[1888] 'A Reply to Mr. Macvane: On The Source of Business Profits' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. II
- Webb, Beatrice[1926] *My Apprenticeship*, Longmans, Green and Co., Rep.1977, AMS Press Inc.
- Webb, Sidney[1888-a] 'The Rate of Interest and the Laws of Distribution,' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. II.
- Webb, Sidney[1888-b] 'The Rate of Interest,' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. II.
- Webb, Sidney[1889-a] 'On the Relation between Wages and the Remainder of the Economic Product,' in R. L. Smyth.(ed.) *Essays in the Economics of Socialism and Capitalism*, Gerald Duckworth & Co., 1964.
- Webb, Sidney[1889-b] 'Historic' in G.B. Shaw, S. Webb, G.Wallas, The Lord Olivier, W.Clarke, A.Besant and H.Bland, *Fabian Essays*, 6th ed.1962, (1st ed.1889), George and Unwin Ltd., Kraus Reprint,1979.
- Webb, Sidney[1891-a] 'Difficulties of Individualism' *Economic Journal*, June.
- Webb, Sidney[1891-b] *London Programme*, Swan Sonnenschein & Co.
- Webb, Sidney[1893] 'What Mr. Gladston Ought to Do?' *Fortnightly Review*, Feb.
- Webb, Sidney & Beatrice[1894] *The History of Trade Unionism*, Longmans & Green.
- Webb, Sidney & Beatrice[1897] *Industrial Democracy*, Longmans & Green. (シドニー&ベアトリス・ウェブ著『産業民主制論』高野岩三郎監訳, 法政大学出版局, 初版1927年, 第三版1990年)
- Webb, Sidney & Beatrice[1898] *Problems of Modern Industry*, (Revised 1902), Rep.1972, Books for Libraries Press.
- Webb, Sidney & Beatrice[1909] *The Minority Report of the Poor Law Commission*, Longmans, Green Co.
- Webb, Sidney & Beatrice[1910] *English Poor Law Policy*, Longmans Green.
- Webb, Sidney & Beatrice[1911] *Prevention of the Destitution*, Revised 1920, Longmans and Green.
- Webb, Sidney & Beatrice[1920-a] *The History of Trade Unionism*, Revised, (1st ed.1894), Kelly Reprint 1965. (シドニー・ウェブ, ビアトリス・ウェブ『労働組合運動の歴史』荒畑寒村監訳, 日本労働研究機構発行, 昭和48年) 安川悦子[1993]『イギリス労働運動と社会主義』御茶の水書房
- Young, K.& Garside, P.L.[1982] *Metropolitan London: Politics and Urban Change 1837-1981*, Edward Arnold.

(本稿は平成13年度文部省科学研究費奨励研究 (A)「20世紀前半イギリスにおける福祉国家形成をめぐる国内・国際問題についての社会経済思想史的研究」の研究成果の一部である。

The Webbs on Social Evolution and Collectivism - A Plan of the Welfare Society at the turn of the 19-20th Centuries-

ERIGUCHI Taku

The purpose of this paper is to make clear the Webbs' "mixed economy of welfare" in terms of their theory of Social Evolution. The Social Reform Scheme of the Webbs has been understood as a state-oriented one (state socialism), but this is only a part of the truth.

Their theory of Social Evolution was one which discriminated "progress" from "degradation" of human life. So they proposed "collective self-help", such as Trade Union, Friendly Society (private insurance), Co-operative movement, to the people above the National Minimum standard, who could progress by themselves. And they restricted the state and municipal interventions, such as legal minimum wage, municipal employment, medical treatment, labour exchange, vocational training and counter-cyclical public works (prevention of the destitution), to those who below that standard, because they would degrade without such means.

It was an alternative scheme for Liberal Reform in the early 20th century which envisaged Welfare State by means of Social Insurances. So the Social Reform Scheme of the Webbs can be understood as a sort of Welfare Society.